

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250603	武州運輸 株式会社(法人番号9030001055494)代表者:市川 尚孝	埼玉県川越市大字今成4-19-17	本社	埼玉県川越市大字今成4-19-17	事業停止3日間、輸送施設の使用停止(175日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月15日及び同年同月19日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	18	18
20250603	有限会社 荒井商運(法人番号9040002086661)代表者:荒井 利尚	千葉県香取市佐原イ1904	本店	千葉県香取市佐原イ1904	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年1月16日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250610	有限会社 丸新運輸(法人番号3010002025108)代表者:桑山 佳美	東京都中央区日本橋茅場町1-9-2	本社	東京都中央区日本橋茅場町1-8-2	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年4月16日及び同年同月25日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(6)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)	11	11
20250610	株式会社 ファーストライン(法人番号3130001041531)代表者:早川 雅也	京都府福知山市三和町芦刈347	東京	千葉県市川市南大野3-22-10 101号室	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年8月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	2	2
20250617	大聖運輸 株式会社(法人番号4050001039582)代表者:戸井田 治久	茨城県那珂市菅谷4528-11	本社	茨城県那珂市菅谷4528-11	輸送施設の使用停止(245日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	労働局からの通報を端緒として、令和5年10月11日、同年10月12日、同年11月9日、同年11月27日及び同年12月1日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	25	25

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250617	高津戸建設工業 株式会社 (法人番号 2020001029935)代表者: 高津戸 實	神奈川県横浜市港南区 野庭町514-1	本社	神奈川県横浜市港南区 野庭町514-1	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の 5	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月10日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起・初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	4	4
20250624	有限会社 ビア(法人番号 1040002052175)代表者: 小林 幹夫	千葉県柏市豊四季13 0-47	本社	千葉県柏市豊四季130 -47 サンハイツ102	輸送施設の使用停止 (230日車)、輸送の安全 確保命令	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年4月30日及び同年5月29日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	23	23
20250624	有限会社 神世運輸(法人 番号7020002026134)代表 者:吉野 徹	神奈川県横浜市旭区 西川島町36-7	本社	神奈川県横浜市旭区中 白根3-19-10	輸送施設の使用停止 (165日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月29日及び同年12月22日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不实記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	17	17

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250624	有限会社 三豊運輸(法人番号1011402004033)代表者:小松 雪恵	東京都板橋区徳丸3-35-9	入間	埼玉県入間市大字寺竹1192-1	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月24日及び同年6月19日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)異常気象時等における措置違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条)、(12)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(13)運行管理者の選任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	12	12
20250624	有限会社 三幸商事(法人番号4021002048377)代表者:小泉 幸伸	東京都葛飾区水元5-11-14	本社	東京都葛飾区水元5-11-14	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月21日及び同年7月24日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	11
20250624	関根運輸 有限会社(法人番号1030002122210)代表者:関根 幸男	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1880-5	本社	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字下富沢1824-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月9日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	5	5
20250624	株式会社 アイエヌライン(法人番号2290801015612)代表者:奈賀 幾次郎	福岡県築上郡古富町大字直江656-1	埼玉	埼玉県坂戸市芦山町12-4	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	妨害運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月21日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の 点数
20250624	吉藤運送 株式会社(法人番号2050001021690)代表者:吉藤 紀夫	茨城県行方市手賀4497-2	本社	茨城県行方市手賀4497-4	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月13日及び同年10月23日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
20250625	日本郵便 株式会社(法人番号1010001112577)代表者:千田 哲也	東京都千代田区大手町2-3-1	高輪郵便局 他 計26郵便局	東京都港区三田3-8-6 他 計26郵便局	事業許可の取消し	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年4月25日から同年5月22日までの間に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	197	197

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。
注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)